経済産業省

中小企業庁

資料３

事業承継に関する現状と課題について

平成28年11月28日

中小企業庁

１．　中小企業の事業承継の現状と課題

2020年頃に団塊経営者の大量引退期が到来

○中小企業経営者の年齢のピークは66歳に。（図1）
○直近の経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっている。（図2）
⇒ **2020年頃に数十万の団塊経営者が引退時期にさしかかる。**

図1 中小企業の経営者年齢の分布（年代別）

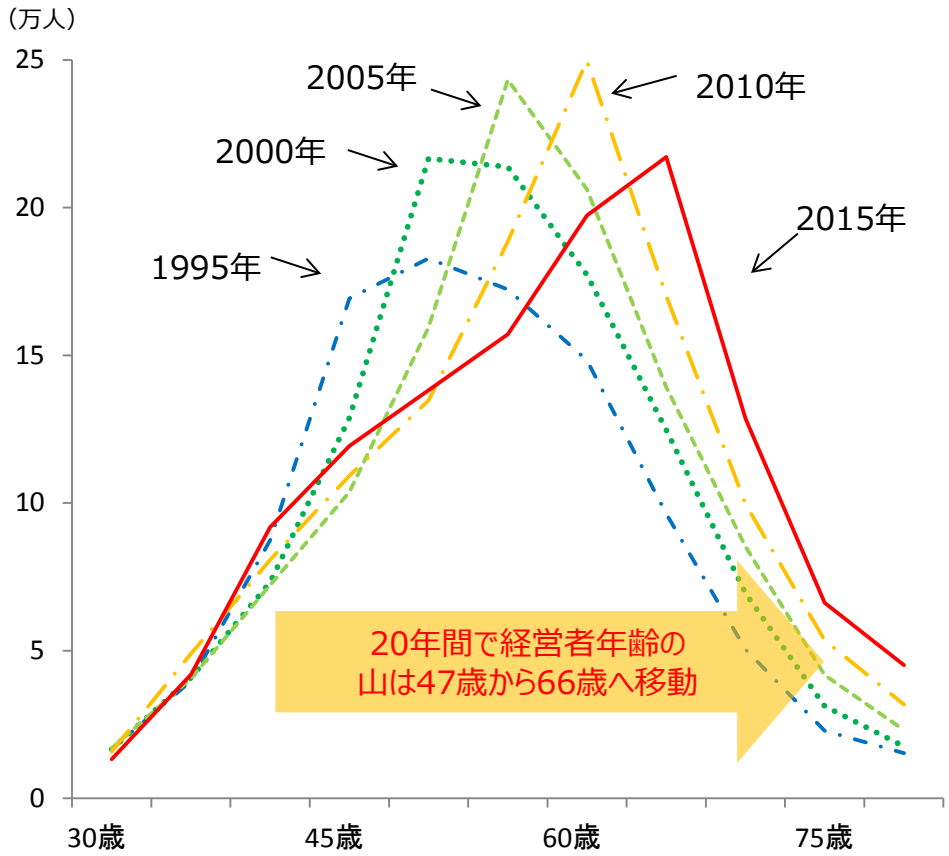

(出典)中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、株式会社帝国データバンク)、
(株)帝国データバンク「COSMOS1企業単独財務ファイル」、「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工

図2 経営者の平均引退年齢の推移

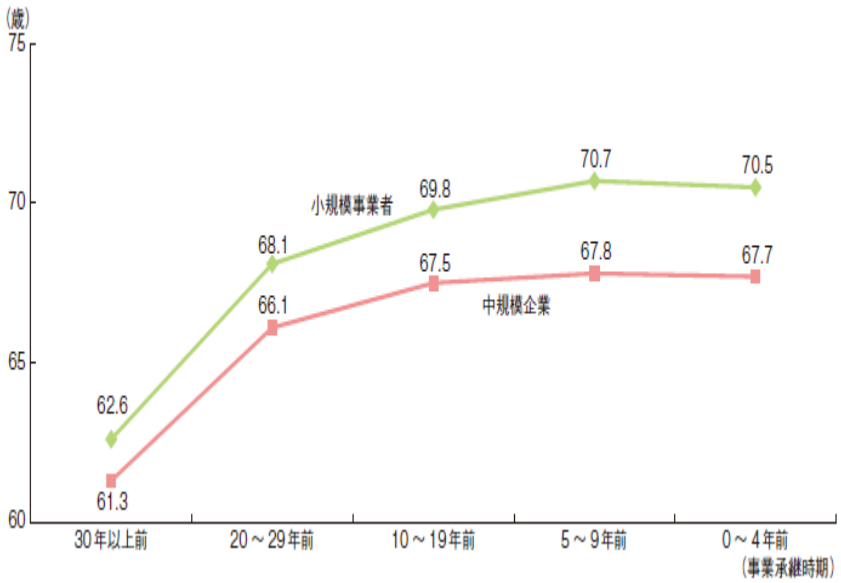

(出典)中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」
（2012年11月、(株)野村総合研究所）

事業承継の形態の多様化～親族外承継の増大～

○直近10年では法人経営者の親族内承継の割合が急減し、従業員や社外の第三者といった親族外承継が６割超に達した。
○経営者の高齢化の状況から事業承継のより一層の円滑化を図ることが不可欠であるが、このような状況を踏まえ、親族内だけでなく第三者も含めた親族外承継も併せて促進していく必要がある。

経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者との関係

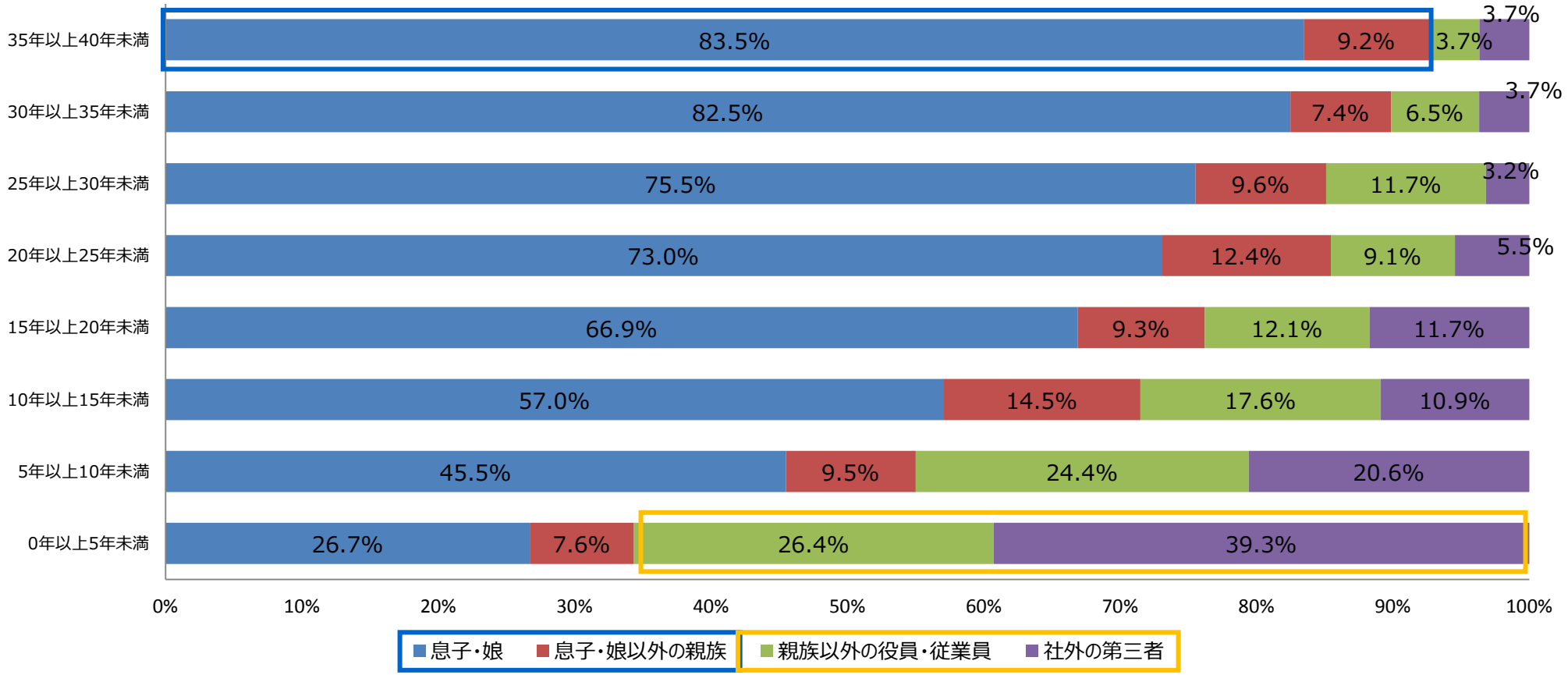

（出典）中小企業庁委託「中小企業の資金調達に関する調査」
（2015年12月、みずほ総合研究所（株））（再編・加工）

事業承継による若返りで投資・売上が拡大

○経営者年齢が上がるほど、投資意欲の低下やリスク回避性向が高まる。経営者が交代した企業や若年の経営者の方が利益率や売上高を向上させており、計画的な事業承継は成長の観点からも重要。

図１ 経営者の年代別に見た成長への意識

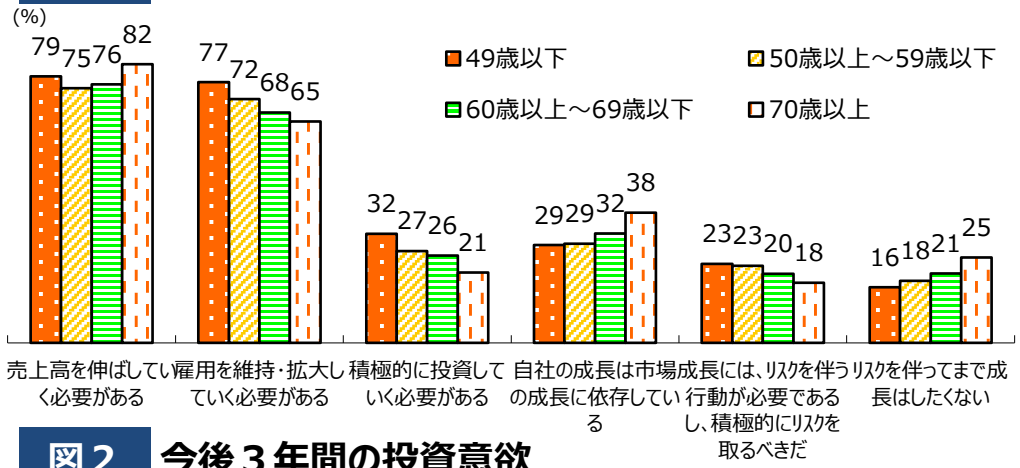

図２ 今後３年間の投資意欲

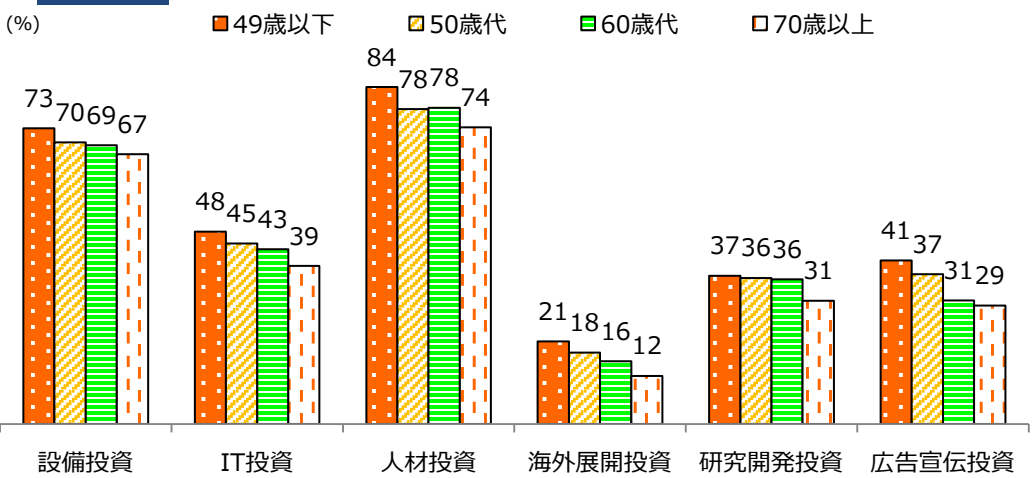

図３ 経営者交代による経常利益率の違い

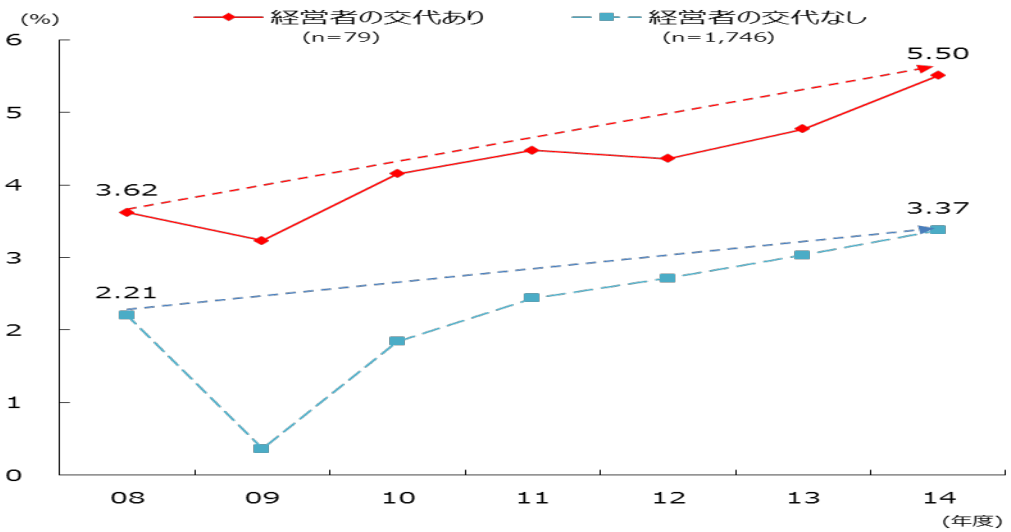

図４ 直近3年間の売上高の傾向(年齢世代別)

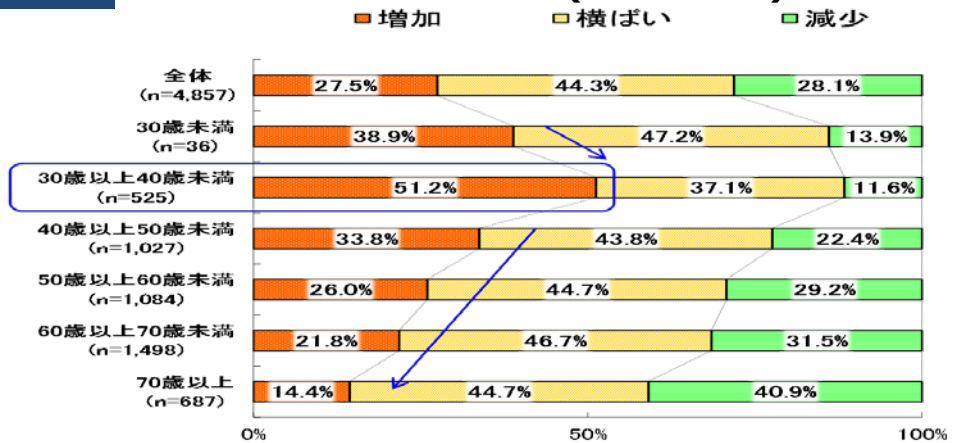

（資料）図１，２：中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク) 図３：(株)帝国データバンク「COSMOS1企業単独財務ファイル」、「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工 (注)2007年度時点で55歳～64歳の経営者について、2007年度から2008年度にかけて経営者の交代の有無により、経常利益率を比較。

資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、（株）日本アプライドリサーチ研究所）

後継者難による廃業の可能性

○60歳以上の経営者のうち、50%超が廃業を予定しており、特に個人事業者においては、約7割が「自分の代で事業をやめるつもりである」と回答している。
○廃業の理由としては、「当初から自分の代でやめようと思っていた」が38.2%で最も多く、「事業に将来性がない」が27.9%で続く。また、「子供に継ぐ意思がない」、「子供がいない」、「適当な後継者が見つからない」との後継者難を理由とする廃業が合計で28.6%を占めている。

後継者の決定状況について
(n=4104)

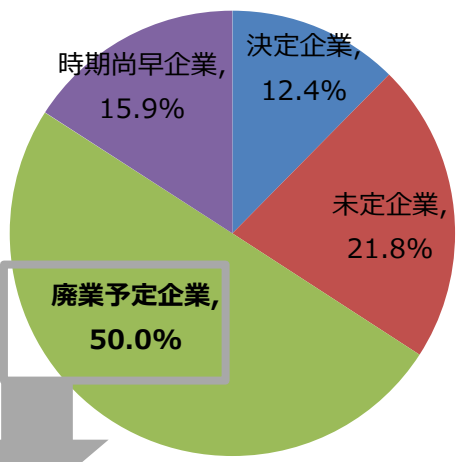

＜事業形態別の廃業予定者割合＞
法人経営者：**3割**が廃業予定
個人事業者：**7割**が廃業予定

廃業予定企業の廃業理由
(n=1929)

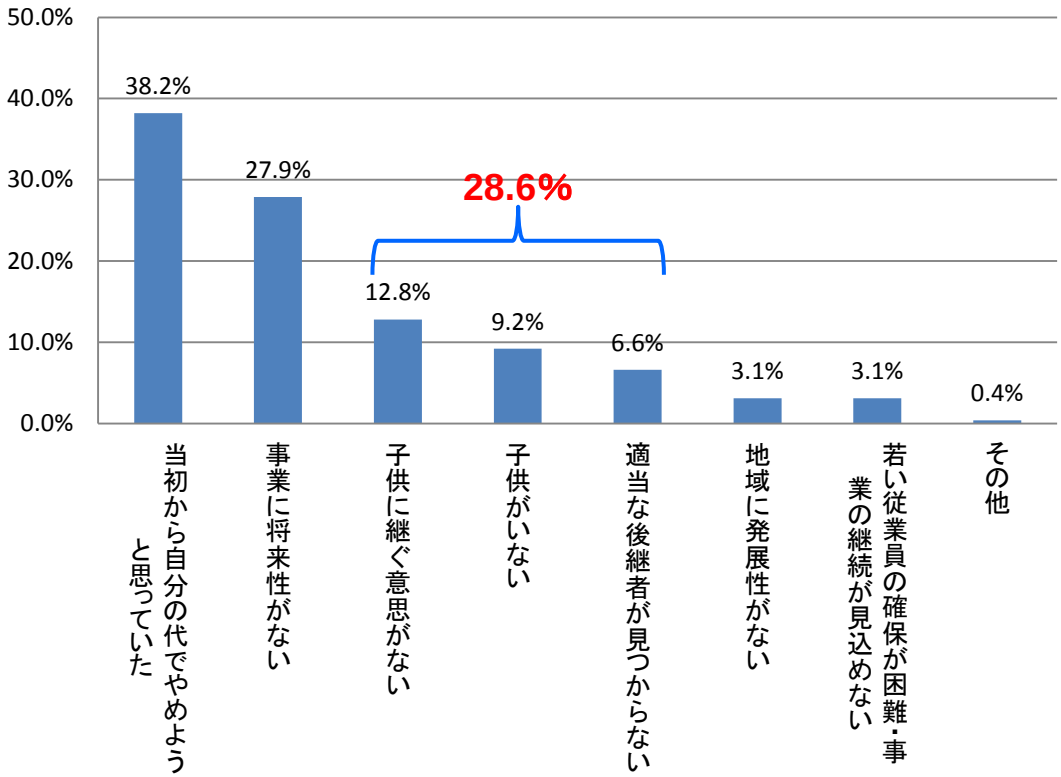

（出典）2016年2月　日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」（再編・加工）

廃業予定企業の中にも好業績企業が存在

○廃業予定企業であっても、3割の経営者が、同業他社よりも良い業績を上げていると回答し、今後10年間の将来性についても4割の経営者が少なくとも現状維持は可能と回答している。
○事業者が事業承継を選択しない場合には、上記のような企業もそのまま廃業する可能性が高く、それにより当該企業が維持している雇用や技術、ノウハウが失われてしまう可能性が高い。

同業他社と比べた業績

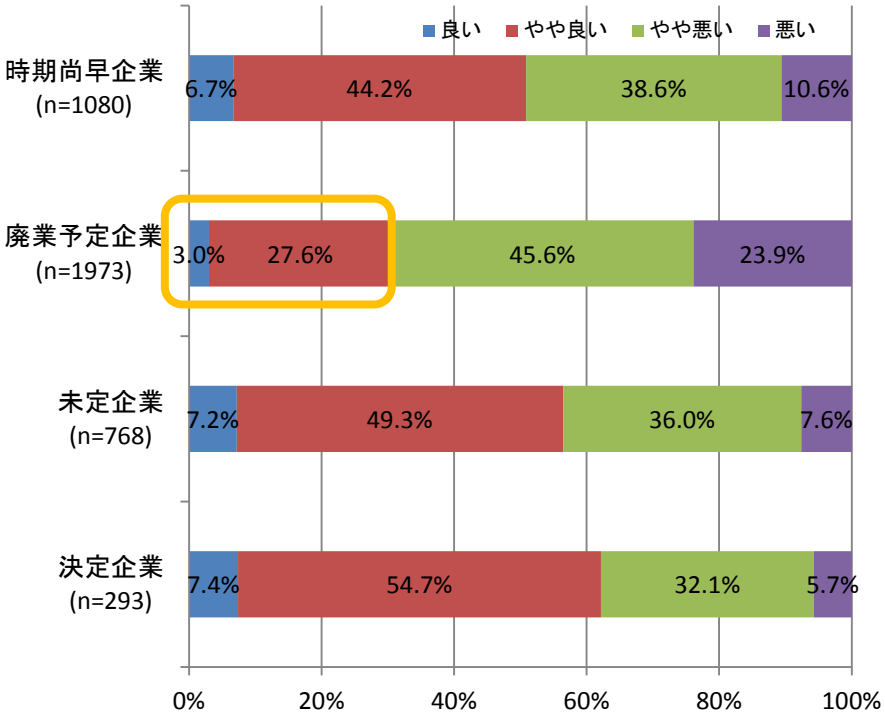

今後10年間の事業の将来性

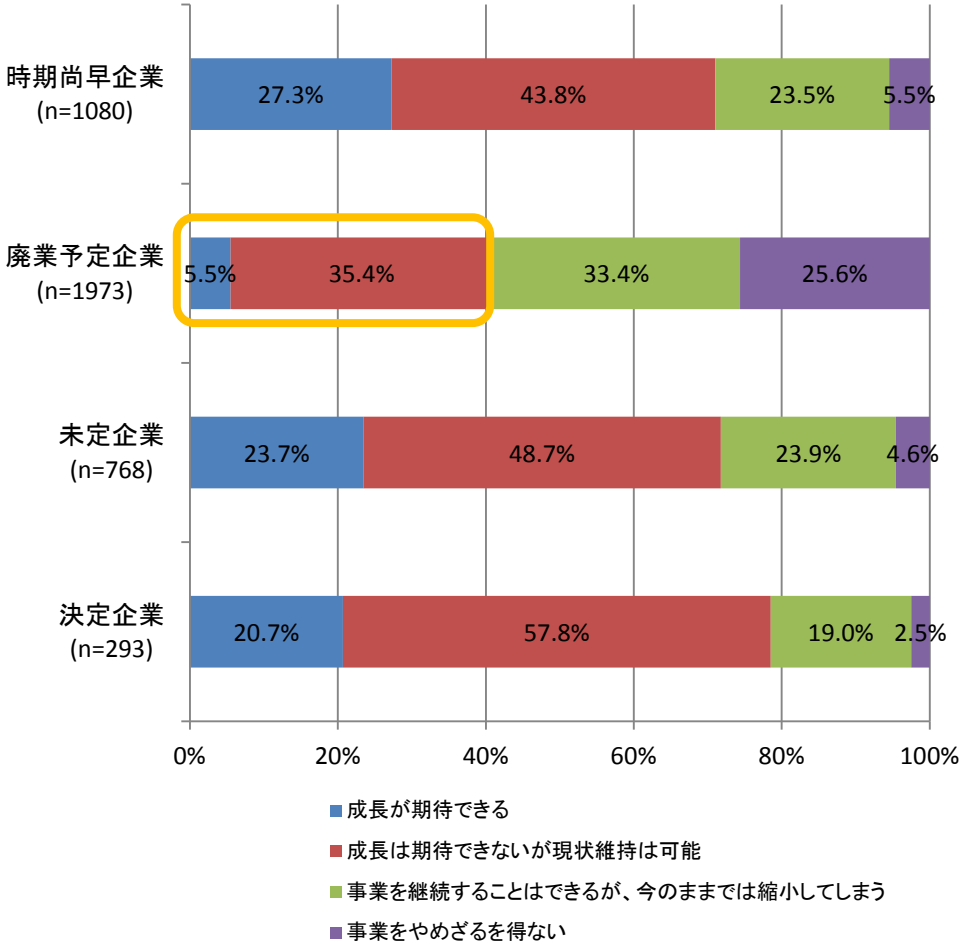

（出典）2016年2月　日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」（再編・加工）

過半の企業で事業承継の準備は進んでいない

○７０代、８０代の経営者でも、準備が終わっていると回答した企業は半数以下。
○後継者、株や事業用資産の整理は終わっていない企業が多い。

代表者の年齢別にみた事業承継の準備状況

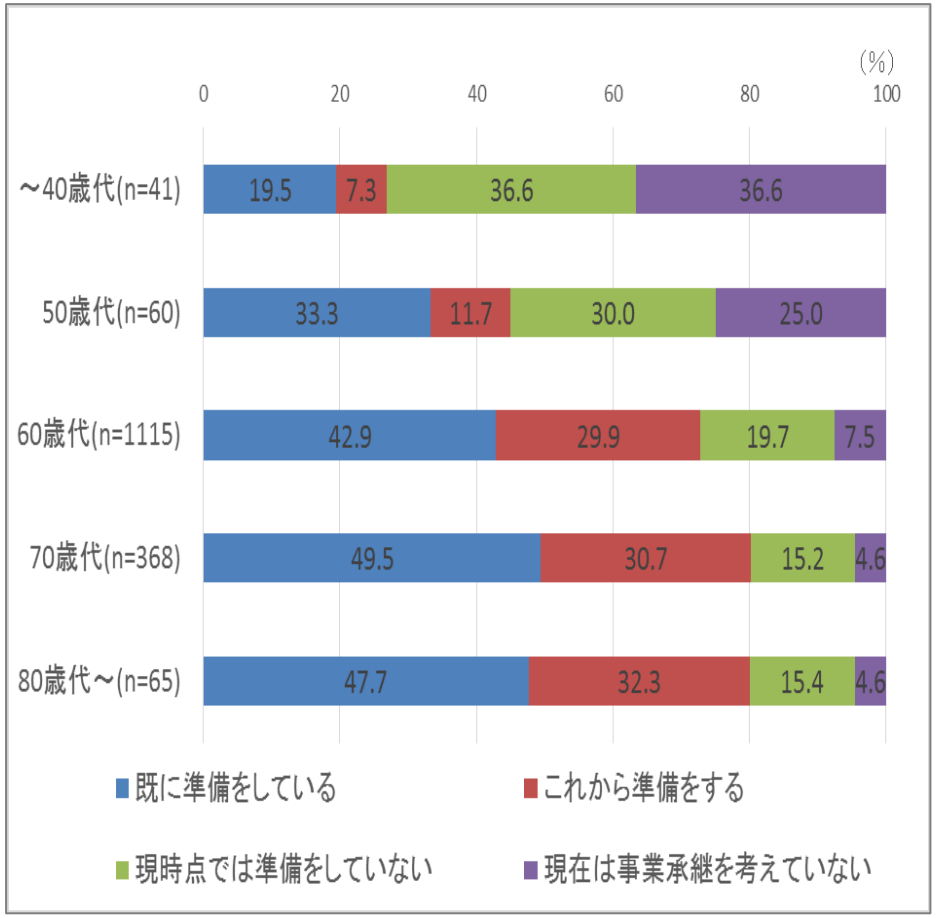

（注）法人（資産1億円以上）の経営者に対して行ったアンケート結果

事業承継の準備内容（n=1,187）

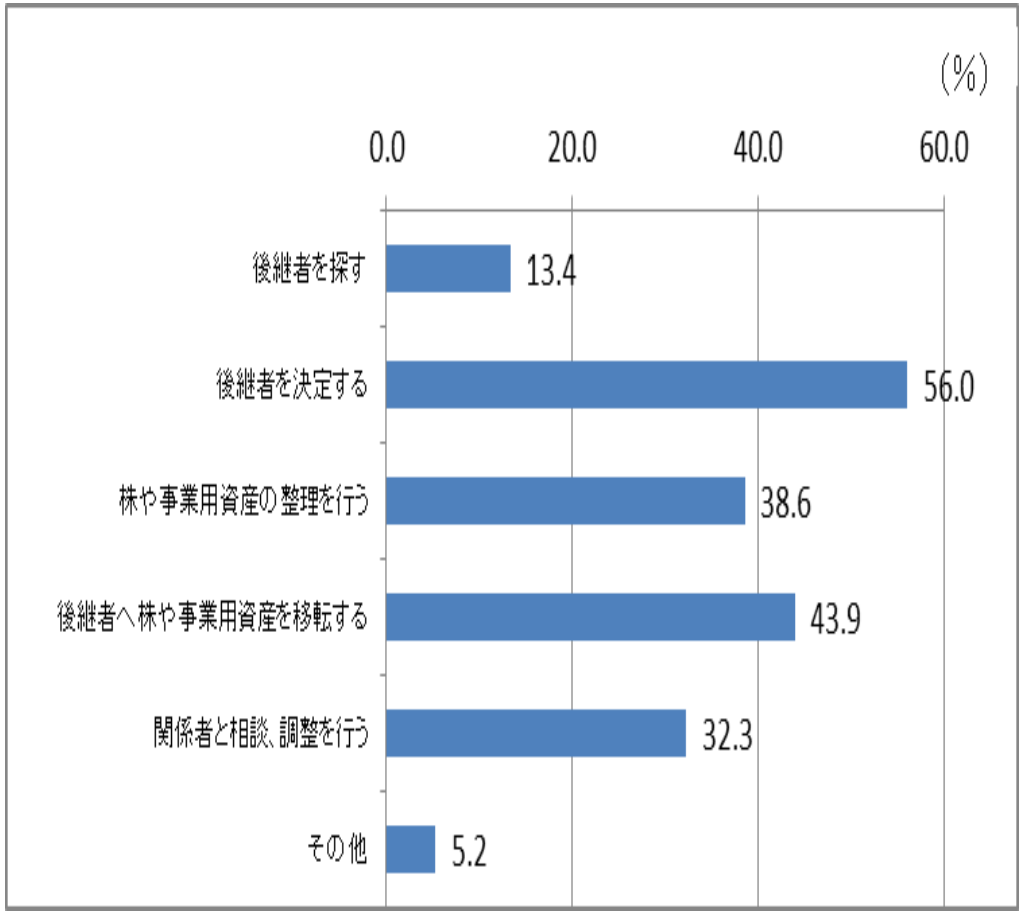

（出典）中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」（2016年２月、㈱帝国データバンク）（再編・加工）

後継者問題の相談先とよろず支援拠点における事業承継の相談実態

○後継者問題の相談相手として「相談相手はいない」と回答した経営者は３６．５％で、最多の回答。
⇒ **多くの企業の事業承継問題は水面下に隠れており、支援機関による掘り起こしが必要。**
○中小企業の地域におけるワンストップ窓口として、中小企業庁が全国に設置しているよろず支援拠点に対する相談のうち、事業承継に関しては年間2000件あまりの相談（全体の約1%）があった。
○相談件数が多いものとしては、売上げ拡大、施策活用、事業計画策定、経営改善・事業再生が挙げられる。

後継者問題の相談相手（複数回答）(n=718)

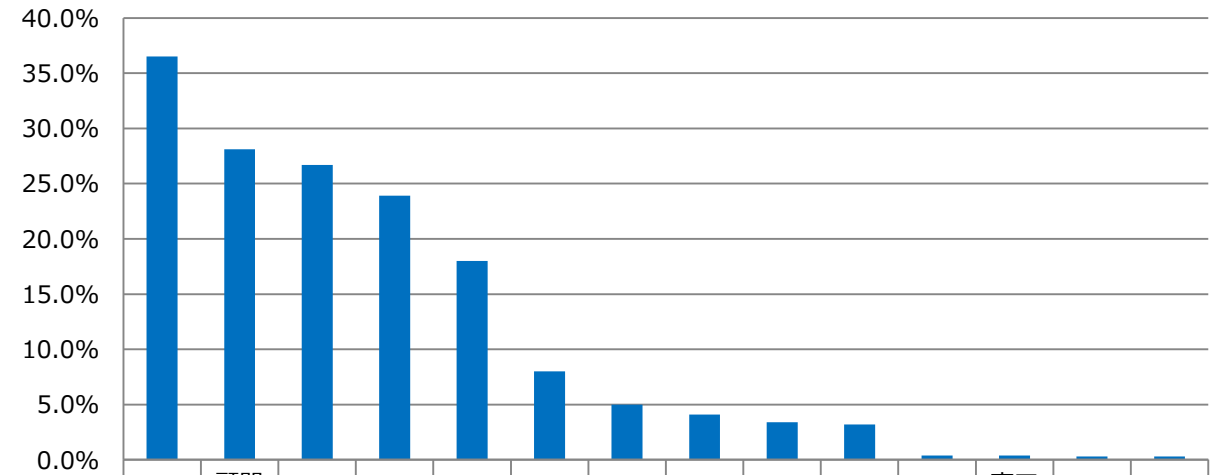

	特に相談相手はいない	顧問税理士・公認会計士	社内役員	親族	経営者仲間	銀行等の金融機関	取引先	コンサルタント会社	その他	弁護士	中小企業診断士	商工会議所等の公的機関	大学の先生	無回答
2014年	36.5%	28.1%	26.7%	23.9%	18.0%	8.0%	5.0%	4.1%	3.4%	3.2%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%

（出典）法政大学院中小企業研究所・エヌエヌ生命保険(株)
「中堅・中小企業の事業承継に関する調査研究」（2015年4月）

よろず支援拠点への相談件数

順位	内訳　内容	
1	売上げ拡大	64086
2	施策活用	19546
3	事業計画策定	14886
4	経営改善・事業再生	13716
5	創業・販路提案	12587
6	販路提案	11976
7	経営知識	11465
8	広報戦略	9341
9	IT活用(情報発信)	9194
10	商品開発	8207
11	資金繰り	6911
12	現場改善・生産性向上	4542
13	広告デザイン	3761
14	雇用・労務	3450
15	事業連携	2858
16	市場設定	2701
17	事業承継	2050
18	市場調査	1843
19	商品デザイン	1824
20	法律	1664
21	地域資源活用	1507
22	IT活用(内部管理)	1431
23	海外展開	1339
24	知的財産	1220
25	廃業	351
26	再チャレンジ	271
27	債権保全・債権回収	269
28	その他(大)	18603
29	その他（中）	11755
合計		243354

廃業時に誰にも相談をしなかった理由

○廃業時に誰にも相談をしなかった理由を尋ねたところ、「解決するとは思えなかった」、「何とかできると思った」、「誰にも相談しないと決めていた」が7割を占めている。

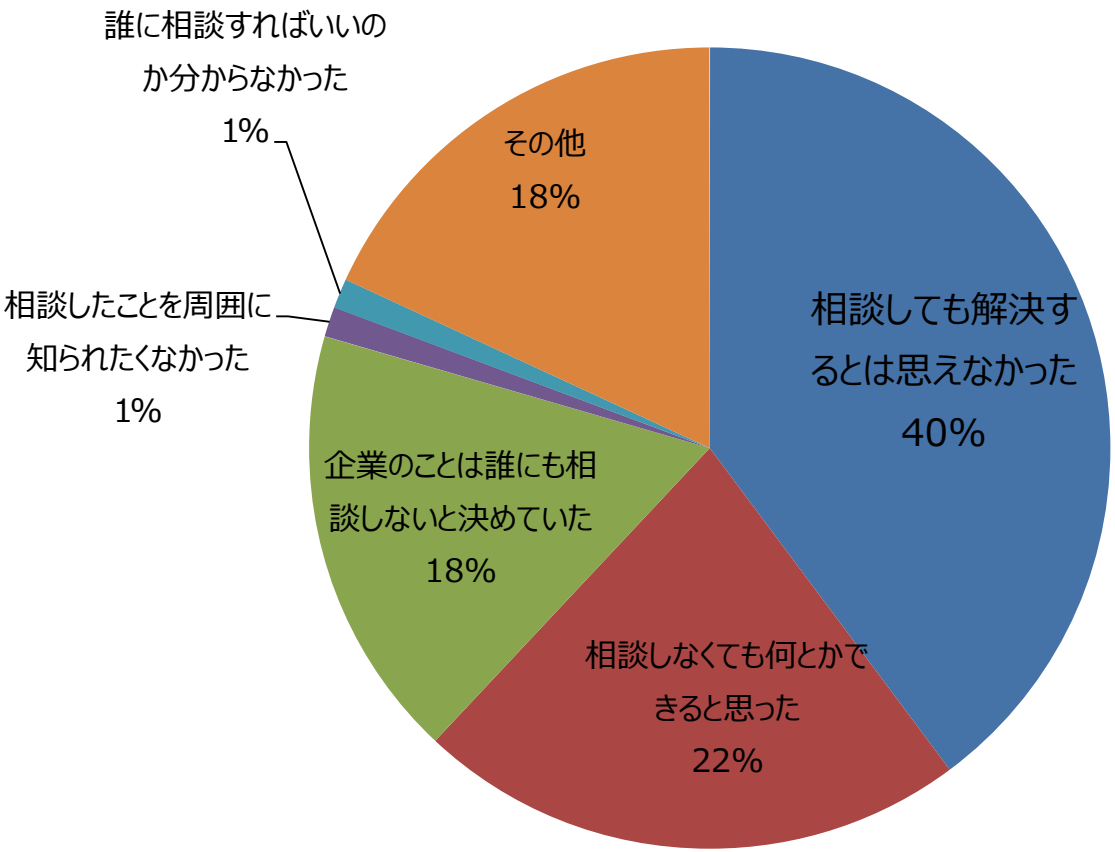

（出典）中小企業庁委託「中小企業・小規模事業者の廃業に関するアンケート調査」（2013年12月、㈱帝国データバンク）

（参考）後継者の決定状況と企業の業績の関係

○企業業績が必ずしも悪くない企業であっても、後継者が決まっていない、又は廃業予定である企業が数十万者存在。（図の黄色部分）

○こうした企業の事業承継や事業引継ぎの取組を早期に促すことで、中小企業の技術やノウハウの継承を図ることが重要。

中小企業者【381万者】（※1）

従業員数3名～20名【120万者】（※２）

10年間以内に引退【62万者】（※３）

※１：「平成26年経済センサス-基礎調査」
※２：「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成27年度中小企業実体基本調査」を再編加工。
※３：60歳以上経営者割合（帝国データバンク）52%を乗じた。

＜60歳以上の経営者の回答＞		同業他社と比べた業績							
		良い		やや良い		やや悪い		悪い	
後継者の決定状況	決まっている（後継者本人も承諾している）	6,517	1.0%	58,750	9.4%	34,754	5.6%	5,801	0.9%
	後継者の候補が複数おり、決めかねている	1,305	0.2%	13,275	2.1%	9,132	1.5%	772	0.1%
	後継者にしたい人はいるが、本人がまだ若い	1,017	0.2%	14,263	2.3%	9,694	1.6%	1,204	0.2%
	現在、後継者を探している	2,279	0.4%	23,497	3.8%	17,637	2.8%	3,954	0.6%
	後継者にしたい人はいるが、本人が承諾していない	818	0.1%	10,907	1.8%	11,864	1.9%	4,208	0.7%
	その他	2,065	0.3%	2,350	0.4%	3,495	0.6%	1,336	0.2%
	自分の代で事業をやめるつもりである	10,313	1.7%	95,673	15.4%	162,379	26.1%	84,930	13.6%
	自分がまだ若いので、今は決める必要がない	1,098	0.2%	15,798	2.5%	9,492	1.5%	2,438	0.4%
		25,411	4.1%	234,511	37.6%	258,447	41.5%	104,644	16.8%

【出所】日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」を再編・加工。

２．　支援機関の現状と課題

事業承継支援体制の現状と課題

○事業者は身近な支援機関に対して、承継問題を相談したいとする意見と、したくないとする意見に二分されている。
○他方、支援機関は、センシティブな問題であること、専門知識を有していないことなどから苦手意識を持っているところも多い。
○また、各々の支援機関が事業者の求めに応じて、個別に対応しており、支援機関同士の連携は図られていない。

事業者と身近な支援機関との関係に関するヒアリング結果

		ヒアリング結果
支援者	金融機関	【事業者ヒアリング】 ・**融資へのマイナス評価懸念**から相談しづらい。 【金融機関ヒアリング】 ・家族問題であり**センシティブ**でヒアリング困難。 ・体制未整備。
	士業等専門家	【事業者ヒアリング】 ・**身近な存在**だが、**承継実務は広範かつ専門的**で対応出来ないのではないか。 【士業向けヒアリング】 ・**専門家が偏在している。**
	商工会議所等	【事業者ヒアリング】 ・**気軽に相談できる反面、情報漏洩が懸念。** ・**身近な存在**だが、**承継実務は広範かつ専門的**で対応出来ないのではないか。 【商工団体向けヒアリング】 ・家族問題であり**センシティブ**でヒアリング困難。 ・**指導員に苦手意識。**
	自治体等	【事業者ヒアリング】 ・**公としての安心感があるものの、関係が希薄。** 【自治体向けヒアリング】 ・家族問題であり**センシティブ**でヒアリング困難。 ・**実施体制、予算が制約。** ・**人材・ノウハウの不足。**

身近な支援機関の概要

金融機関
550機関、約2万店舗
（信金・信組で約9000店舗）

士業等専門家
税理士7.4万人、会計士3.5万人、
弁護士3.5万人、診断士2.3万人

商工会
1,700ヶ所、経営指導員4,300人

商工会議所
500ヶ所、経営指導員3,500人

同業種組合
全中会員団体約2.7万団体

ミラサポ専門家派遣

登録専門家7,466人
（うち事業承継専門2,279人）

中小企業のＭ＆Ａの現状

○後継者がいない場合の解決策の一つとして、中小企業のＭ＆Ａニーズは増加傾向。
○しかし、中小企業・小規模企業のＭ＆Ａについては、近年、小規模案件を手がける民間仲介業者が散見されはじめたが、依然、プレイヤーの絶対数が圧倒的に足りていない状況。
○地域金融機関による事業承継支援も年商3億円以下の領域はほとんど行われていないのが現状。

未上場企業間のM&A件数の推移
（公表案件ベース）

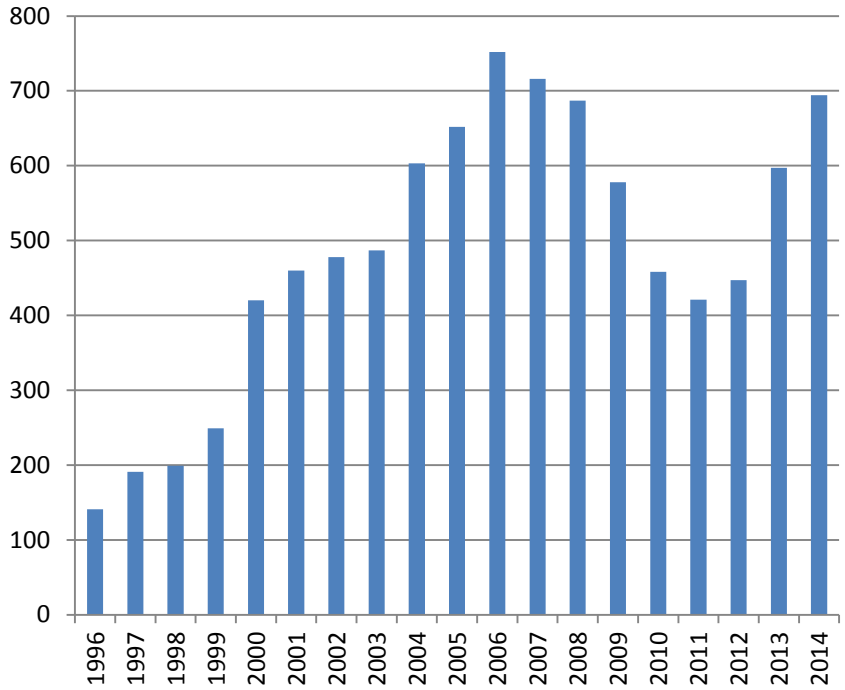

（出典）（株）レコフ資料再編加工

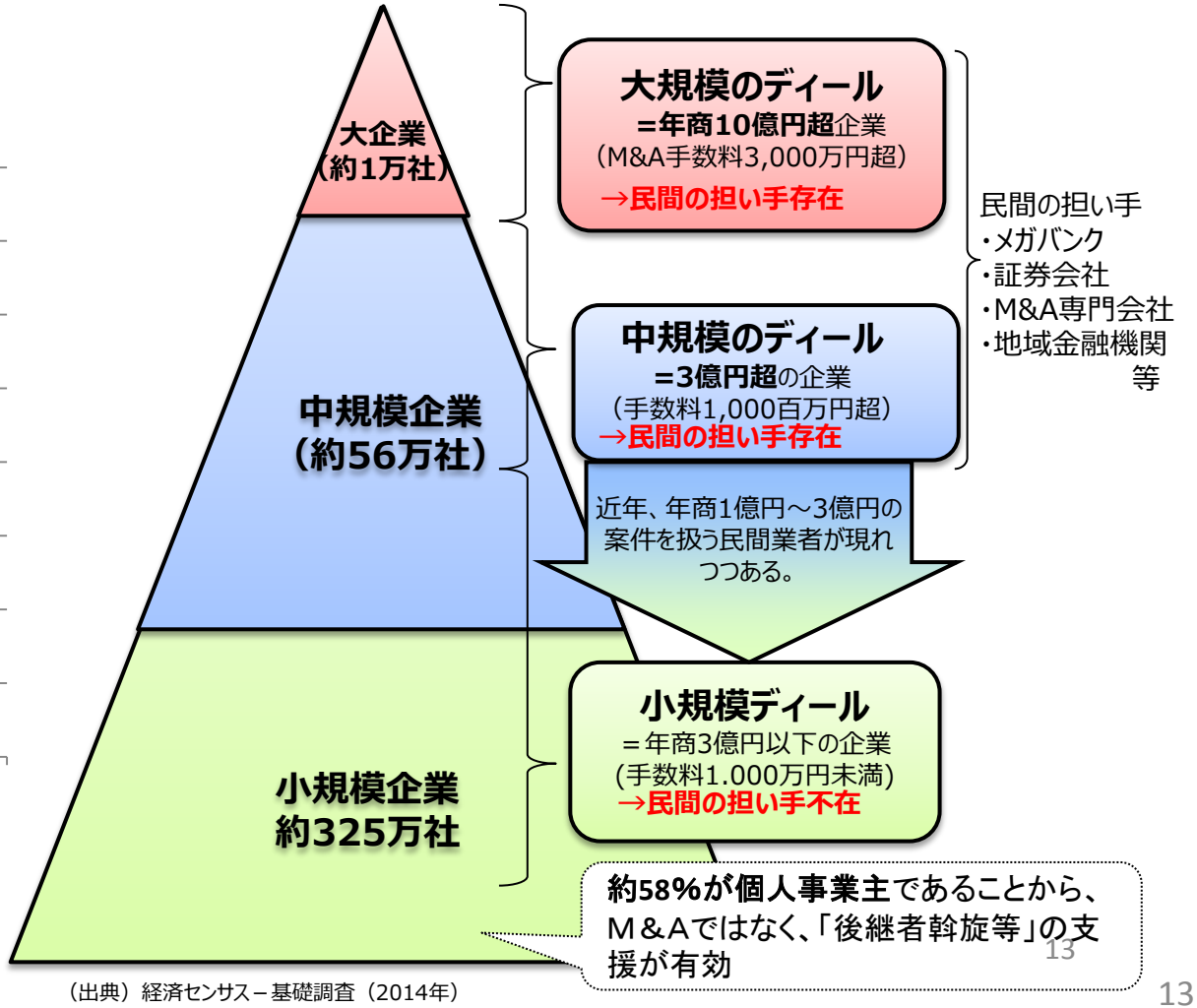

（出典）経済センサス－基礎調査（2014年）

事業引継ぎ支援センターの現状

○後継者不在の中小企業の事業引継ぎを支援するため、平成２３年度より、中小企業のＭ＆Ａを行う事業引継ぎ支援事業を開始。これまでに、事業引継ぎ支援センターの全国展開を実現。
○発足以来、約１万４千社の相談に応じ、５５０件超の事業引継ぎを実現した。

支援スキーム

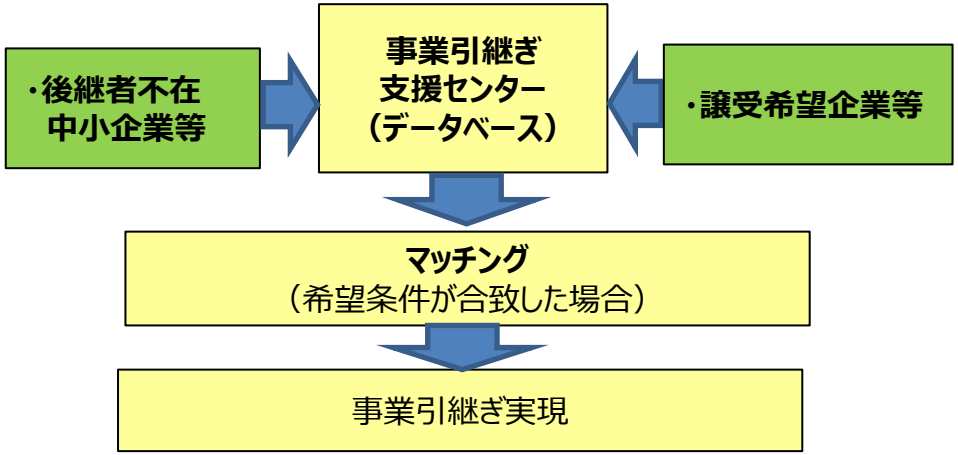

相談社数

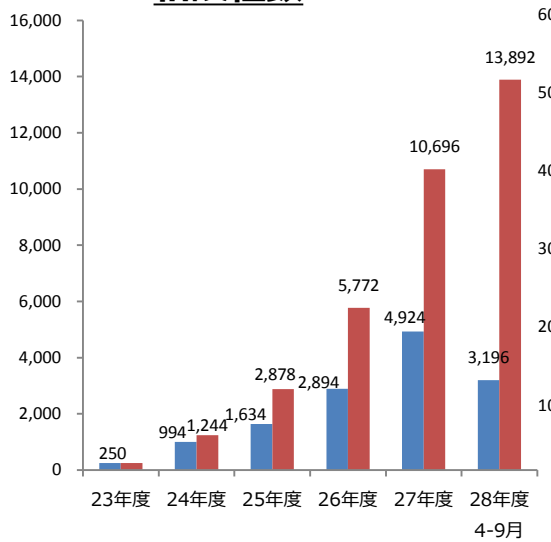

事業引継ぎ件数

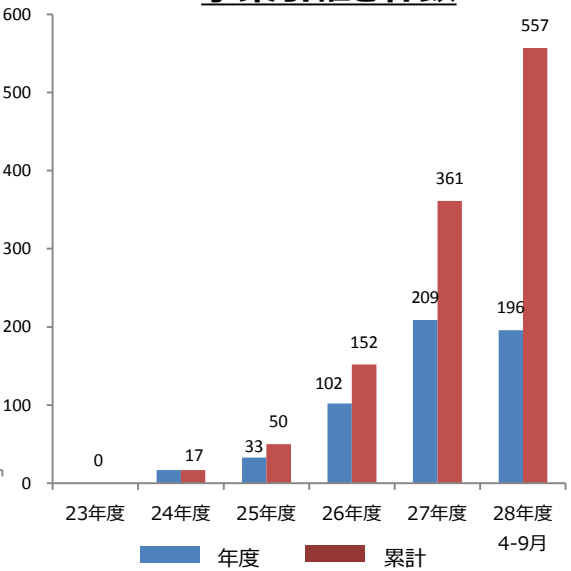

センターにおける支援の流れ

①相談対応（一次対応）
・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。

②登録機関への橋渡し（二次対応）
・相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぐ。

③センターによるマッチング（三次対応）
・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが士業法人等を活用してマッチングを実施。

平成27年度ルート別相談割合（相談全体）

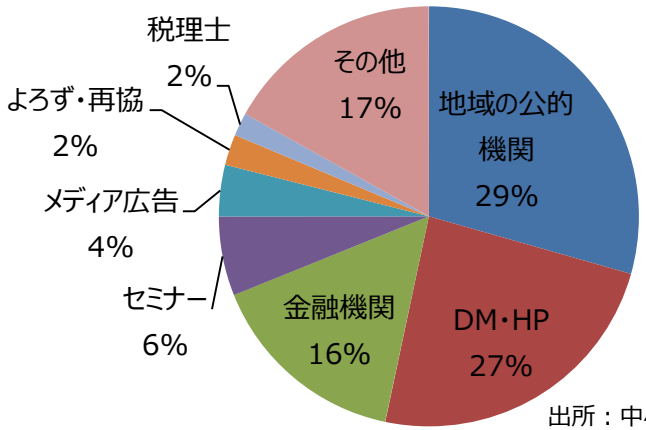

出所：中小企業引継ぎ支援全国本部

事業引継ぎ支援センターの取組実績について

○引継ぎ案件の7割が第三者承継であり、また譲渡企業は従業員数10人以下が約70%を占める。

平成27年度　事業引継ぎ案件の概要

事業承継の形態

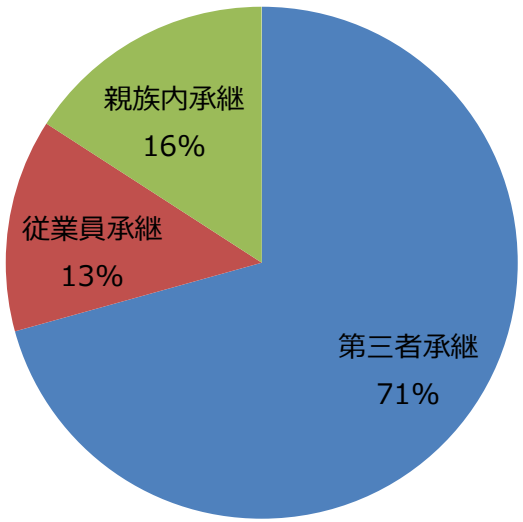

譲渡側企業の業種

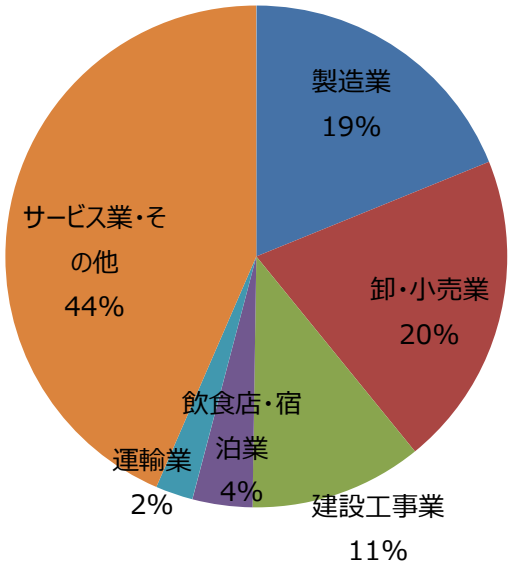

譲渡側企業の従業員数

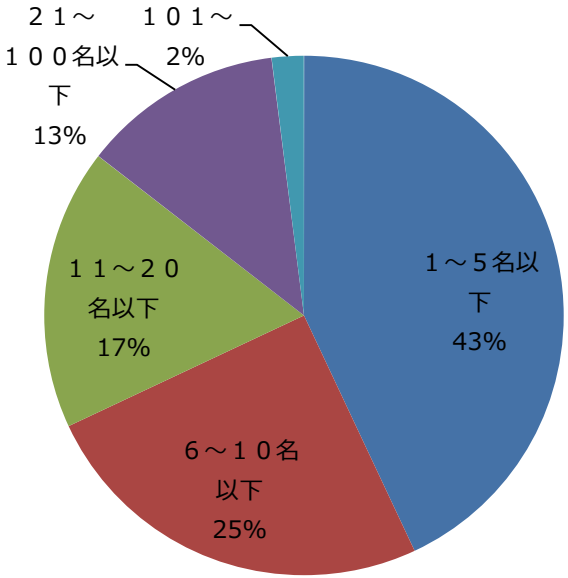

出所：中小企業引継ぎ支援全国本部

事業引継ぎ支援センターの課題について

○引継ぎセンターの支援実績は、年々増加しているが、その内訳を見ると、二次対応（登録機関に橋渡し）の割合が２割と少ない。その理由は小規模案件が多いため、コスト面で折り合いがつかなかったため。
○このため、平成28年度から小規模案件を専門に扱う士業法人等を新たに登録機関に追加した。
現時点で約100名が登録されており、登録数の大幅な拡大が喫緊の課題。

二次対応と三次対応の比率

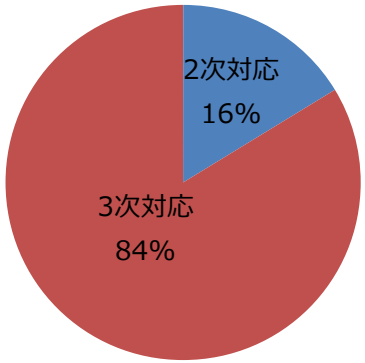

出所：中小企業引継ぎ支援全国本部

事業引継ぎ支援センターの支援スキーム

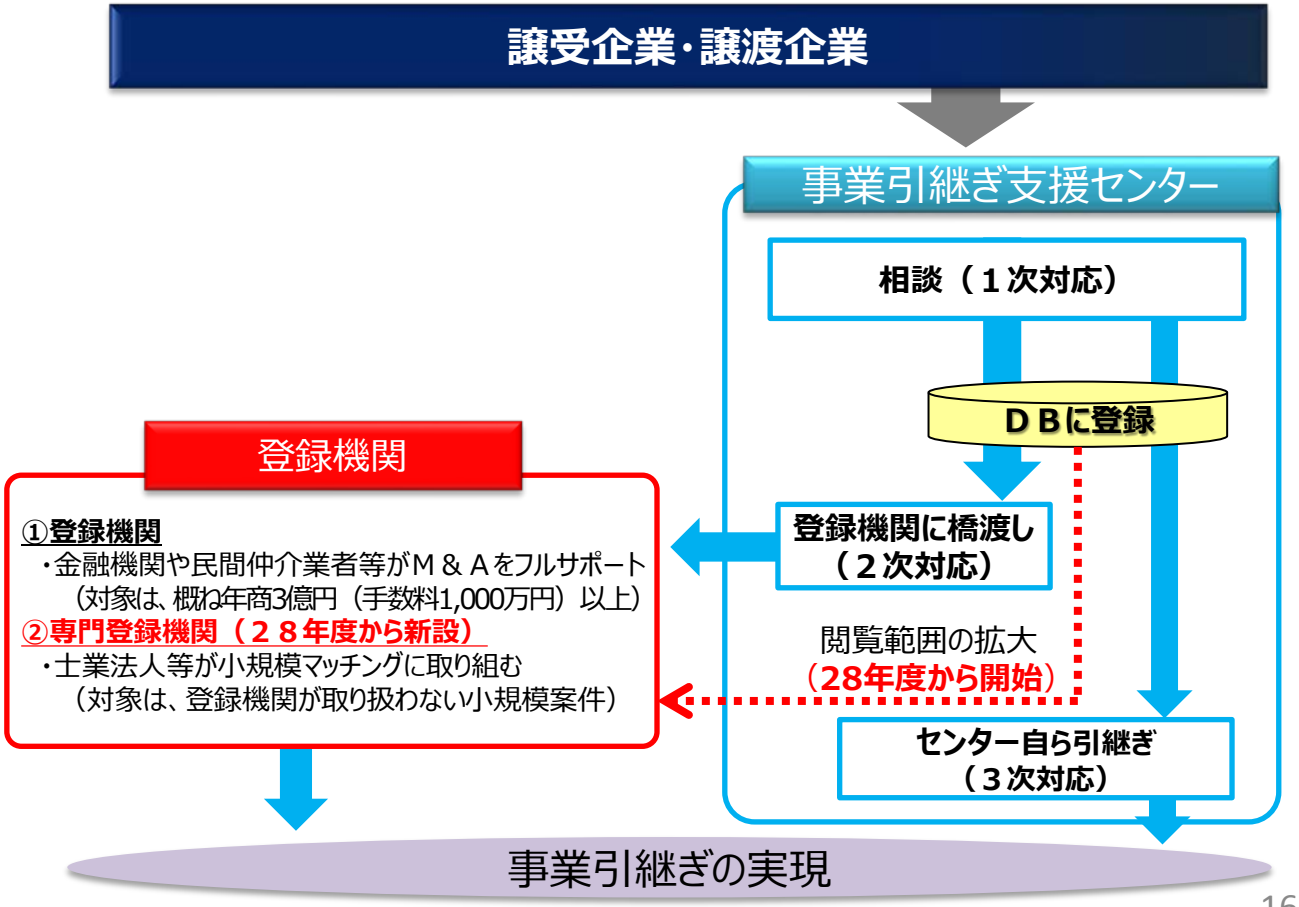

多方面からの承継支援の必要性と取組事例について

○団塊世代の引退に伴い、膨大な事業承継ニーズが発生することが見込まれ、引継ぎセンターに加え、あらゆる関係者が、事業承継の支援に取り組む必要がある。
○現時点で、①地域自治体による承継支援、②サプライチェーン内での承継支援、③創業者とのマッチングによる承継支援などが行われており、今後、こうした取組を全国規模で展開する必要がある。

①地域における事業承継支援

②サプライチェーン内での承継支援

③創業者とのマッチングによる承継支援

①地域における事業承継支援の一例

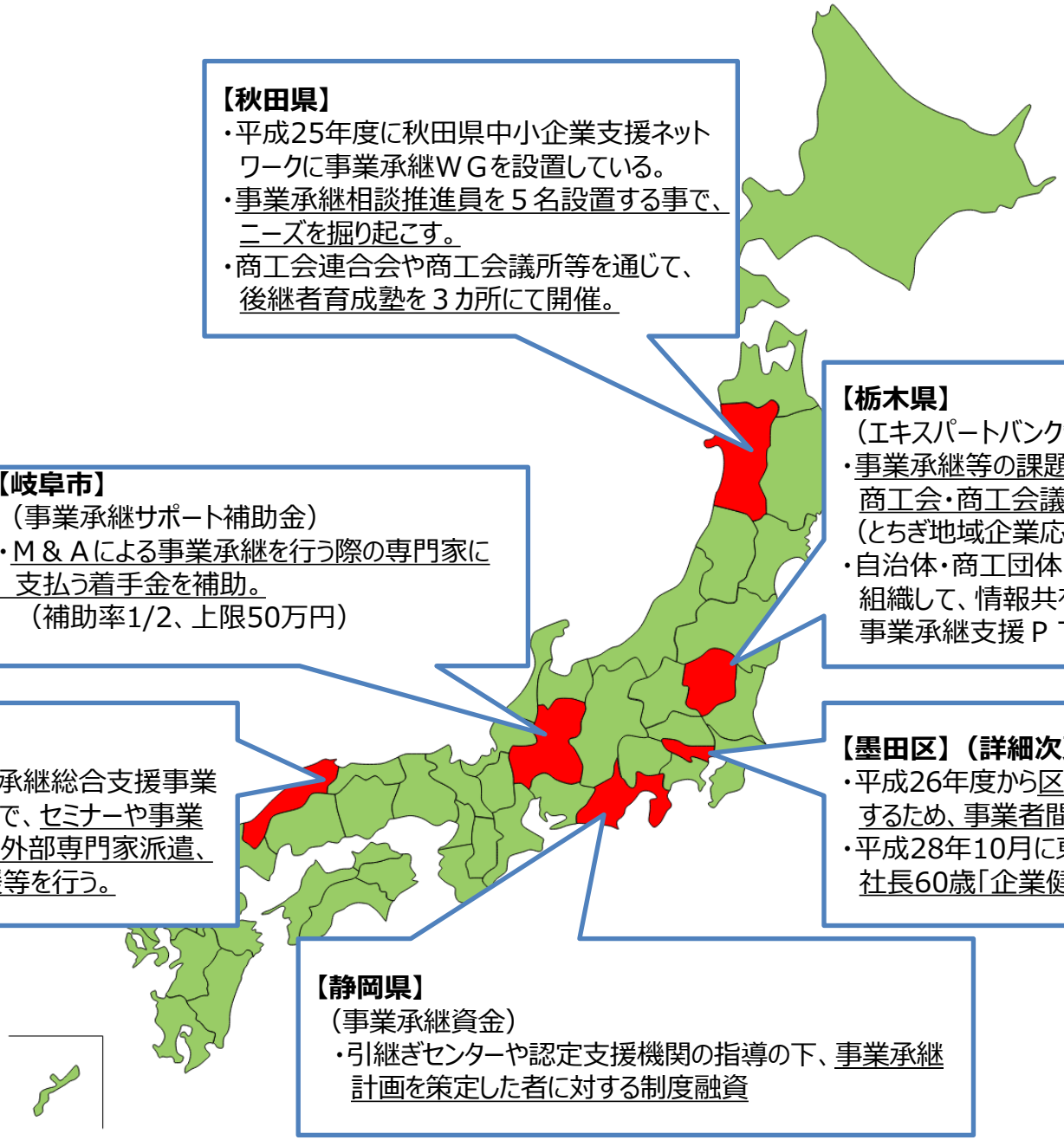

【秋田県】
・平成25年度に秋田県中小企業支援ネットワークに事業承継ＷＧを設置している。
・事業承継相談推進員を５名設置する事で、ニーズを掘り起こす。
・商工会連合会や商工会議所等を通じて、後継者育成塾を３カ所にて開催。

【栃木県】
（エキスパートバンク制度）
・事業承継等の課題を抱えた小規模事業者等に対して、商工会・商工会議所を通じた専門家派遣を補助。
（とちぎ地域企業応援ネットワーク）
・自治体・商工団体・金融機関等の支援ネットワークを組織して、情報共有を実施。当該ネットワーク内に事業承継支援ＰＴを設けている。

【岐阜市】
（事業承継サポート補助金）
・Ｍ＆Ａによる事業承継を行う際の専門家に支払う着手金を補助。
（補助率1/2、上限50万円）

【島根県】
・平成28年度より、事業承継総合支援事業を開始。当該事業の中で、セミナーや事業承継の専門家の配置、外部専門家派遣、個社に対する助成支援等を行う。

【墨田区】（詳細次頁）
・平成26年度から区内の製造業の事業承継を支援するため、事業者間マッチング事業を開始。
・平成28年10月に東商墨田支部を中心に社長60歳「企業健康診断」事業を実施。

【静岡県】
（事業承継資金）
・引継ぎセンターや認定支援機関の指導の下、事業承継計画を策定した者に対する制度融資

（参考）事業承継に係る自治体の取組の例（墨田区）

ものづくり資産のマッチング支援事業（地域内事業承継支援事業）

墨田区は、平成26年度から区内の製造業の事業承継を支援するため、事業者間マッチングを開始（2年間で71社支援実施）

ピーク時（昭和45年）には区内に１万者の事業者（製造業）が存在したが、足下では3,000社まで減少。平成25年に実施したアンケートにおいて、3,000社中550社が廃業を検討しているとの調査結果を受けて、事業化を決定。

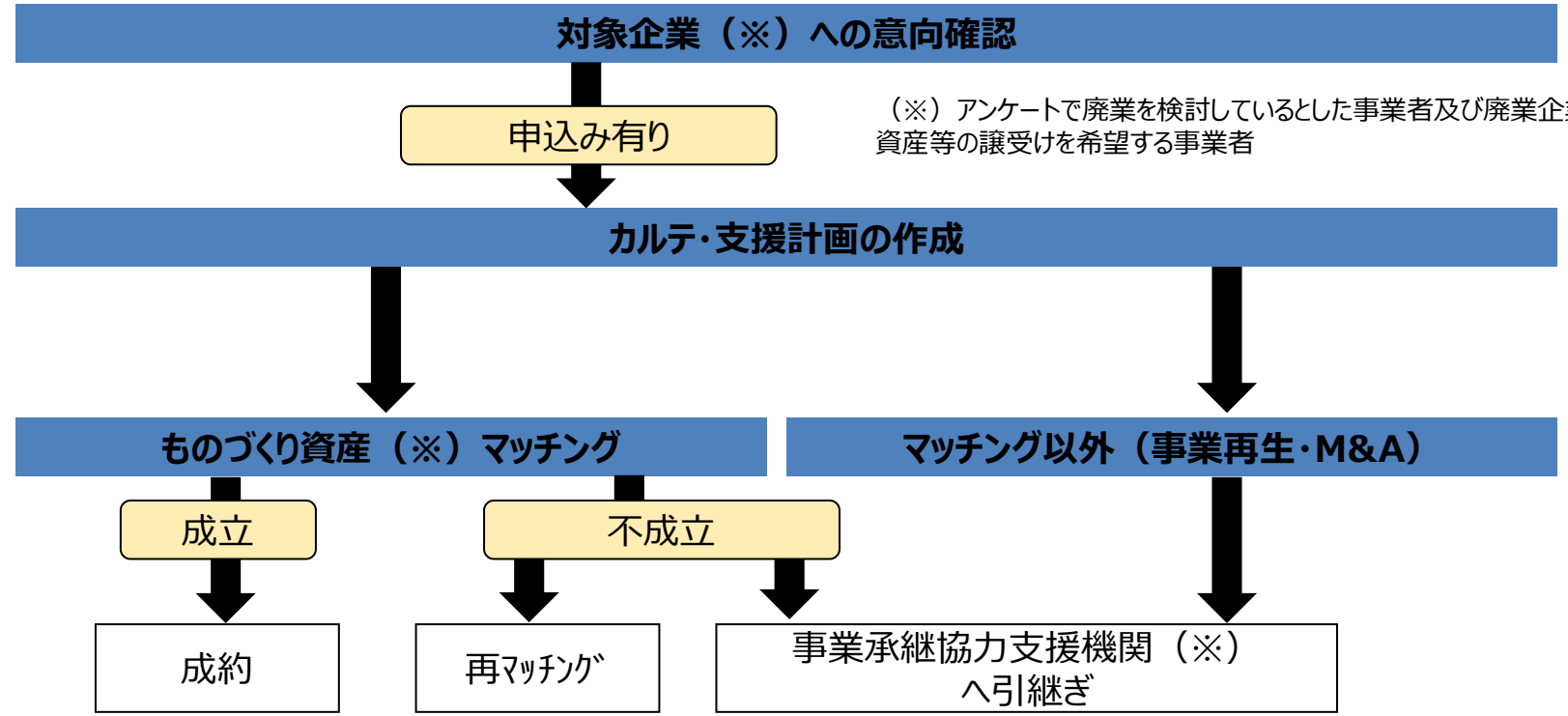

（※）ものづくり資産・・・取引先、人材、土地・工場、機械・設備など

（※）Ｍ＆Ａ・・・東京都事業引継ぎ支援ｾﾝﾀｰ
人材・・・(株)ﾊﾟｿﾅ
再生・・・東京都再生支援協議会
債務超過・・・東商経営安定特別相談室
廃業・・・行政書士等

②サプライチェーン内での承継支援＜事例＞

（サプライチェーン内で事業統合を行ったケース：製造業、従業員数約25名）

自動車電装品の製造を営むＡ社（Tier3）は業績悪化が続いていたが、現社長（49歳）が義父より事業を承継し、経営改善を図ることになった。しかし、業績回復の兆しは見えず、現状維持が精いっぱいの状態であった。

さらに、景気悪化の影響により急速に経営状態が悪化し、取引銀行からの金融支援が難しくなったことから、元請先Ｂ社（ Tier2 ）に今後の対応を相談するに至った。

事態を重く見た元請先Ｂ社は、下請のＣ社（従業員数70名、Tier3）とＣ社の取引信用金庫に支援を要請した。

Ａ社がＣ社の一部として事業継続を図るため、Ｂ社、税理士、取引信用金庫などがチームを組んで事業計画の策定等に着手し、統合に向けて動き出した。

最終的には、Ａ社工場の賃借に加え、Ａ社所有の機械設備をＢ社が買取ったうえで賃借するなど、Ｃ社の負担を軽くする形で事業譲渡が行われることになった。

従業員全員の雇用が維持され、より規模が大きく、収益力も高いＣ社と統合することで、安定した経営基盤で事業を継続することができた。事業譲渡後、Ａ社の経営者はＣ社の従業員として勤務している。

③創業者とのマッチングによる承継支援＜事例＞

（地域の飲食店が「後継者人材バンク」を活用して若者に引き継がれたケース：サービス業、従業員数約5名）

地元で10年以上焼き肉店を営むＡ社長（60歳）は、年齢とともに、体調面に不安を感じはじめていた。後継者がいなかったため、商工会議所に今後の対応を相談した。

一方、起業家Ｂ氏（22歳）は、地元で中華料理店を創業するため、商工会議所が主催する創業セミナーを受講し、開業の準備を進めていた。

Ｂ氏は、商工会議所から、Ａ社長が後継者を探しているとの情報を得て、関心を持ち、事業引継ぎ支援センターの「後継者人材バンク」を勧められたことから登録を行った。

その後、複数回の面談の場がもたれ、双方が基本合意に達したことから、税理士や商工会議所の支援により事業承継計画が策定され、株式譲渡による事業引継ぎが実施された。

Ａ社長は、従業員や常連客、関係者に迷惑をかけずに済んだことに安堵して引退した。

現在、同店は、若い店主に替わり、店内の一部改装や中華料理のエッセンスを加えた新メニューの開発により、地元企業を中心とする常連客に加えて、学生をはじめとする若年層の顧客も増えてきている。

３．その他の事業承継支援策

経営承継円滑化法の概要

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成２０年５月に成立。

１．事業承継税制　＜認定（相続税）９５９件、認定（贈与税）６２６件（平成２８年９月末現在）＞

○非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度　※平成２５年度改正で、対象を親族外後継者に拡充（平成２７年１月施行）。

◇中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される（雇用確保をはじめとする５年間の事業継続等が要件）。

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

２．民法の特例　＜確認１１７件（平成２８年３月末現在）＞

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

⇨ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

②生前贈与株式等の評価額を予め固定

⇨ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

※平成27年の通常国会で、対象を親族外に拡充する等の改正法が成立（平成28年4月1日施行）。

３．金融支援　＜認定１１３件（平成２８年３月末現在）＞

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

①中小企業信用保険法の特例　（対象：中小企業者）

②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例　（対象：中小企業者の代表者）

⇨ **親族外承継**や**個人事業主の事業承継**を含め、幅広い資金ニーズに対応

※親族外後継者も対象。

事業承継税制について

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

＜認定の要件＞　中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が１名以上いること、資産運用会社に該当しないこと　等

※平成２５年度改正（平成２７年１月施行）により親族外承継を対象化。

制度概要

経済産業大臣の認定件数　相続　959件
贈与　626件　（平成20年10月～平成28年8月）

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。

①雇用の8割以上を5年間平均で維持　※平成25年度改正(平成27年1月施行)前は、雇用の8割以上を毎年維持
②後継者が代表を継続
③先代経営者が代表者を退任(有給役員として残留可)（贈与税）
※平成25年度改正(平成27年1月施行)前は先代経営者が役員を退任
④対象株式を継続して保有
⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと　等

事業承継税制の利用状況

○事業承継税制について、経営者の「役員」退任要件の緩和等の制度改正を平成27年1月に施行。
○緩和後の平成27年（暦年）の認定件数は、見直し前と比較して、２倍以上の５００件程度となる見込み。また、親族外後継者（従業員）への贈与による承継が７件出ている。

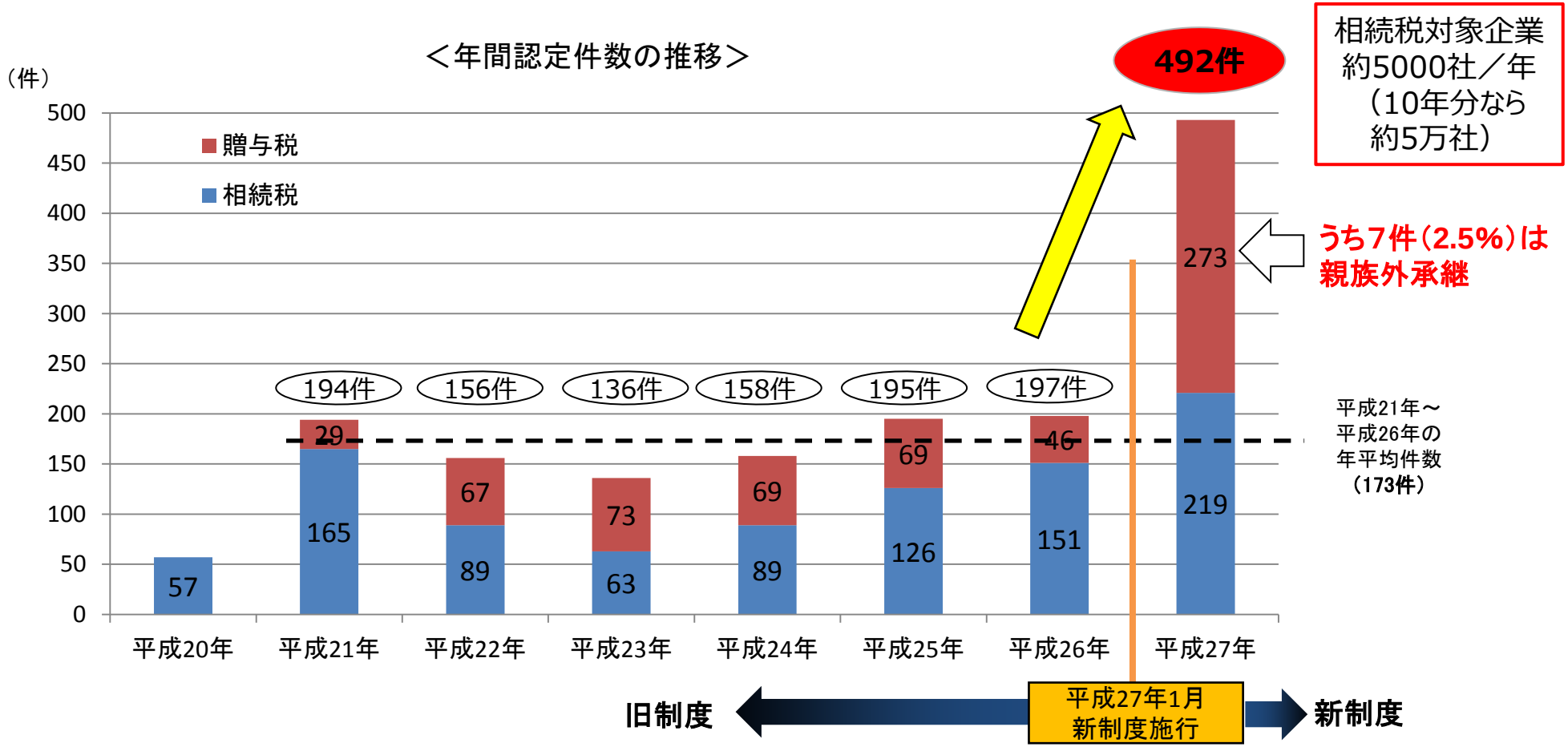

※相続税の納税猶予は平成20年10月、贈与税の納税猶予は平成21年4月から施行。
※平成28年8月23日までに認定がなされた案件について、相続日又は贈与日を基準として作成。
※相続開始の10ヶ月後（平成28年10月末）まで認定される案件があるため、平成27年の相続税の認定件数は今後も増加する可能性がある。

【出典】中小企業庁　執行状況データベース

遺留分の特例（民法特例）について

○事業承継においては、現経営者の保有する株式等の事業用資産を円滑に後継者に承継することが重要。
ただし、生前贈与や遺言を活用しても、遺留分（配偶者や子供に対して最低限度の資産承継の権利を保障する民法上の制度）の制約が存在。

○制度創設前は、個々の遺留分権利者がそれぞれ単独で家庭裁判所に申立てを行い、その許可を得なければならないことから、遺留分権利者ごとに許否の判断が異なる可能性があり、許可された者と許可されなかった者との間で不公平が生じるおそれがあるなど、円滑な事業承継に支障。

○このため、親族内の遺留分権利者の全員が合意をすることにより、相続法における法律関係を合一的に確定させる「民法特例」の制度を創設。

※平成27年の通常国会で、本特例の対象者を親族外に拡充する等の改正法が成立（平成28年4月1日施行）。

制度概要　　認定件数　１２２件　（平成２８年８月末現在）

１．贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外《除外合意》

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外。

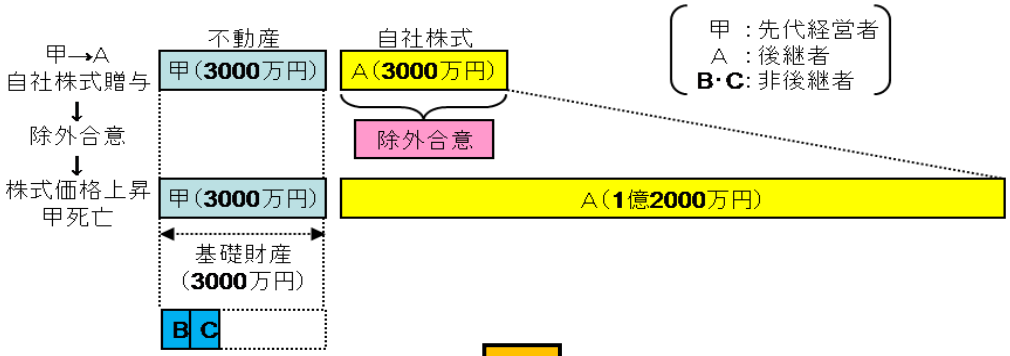

・事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止
・後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、非後継者の手続は簡素化

２．贈与株式の評価額を予め固定《固定合意》

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算される。 このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定。

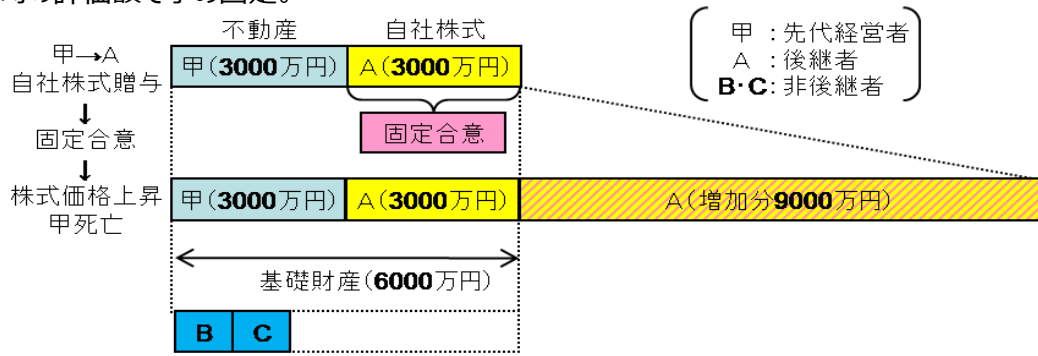

・後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除

金融支援について

背景

○近年、中小企業の経営者の高齢化が進行し、親族内での後継者確保が困難となる中、親族外への承継手法であるＭ＆Ａ等により事業を承継するケースが増加しているが、特に小規模企業は中規模企業よりも金融機関からの借入れは困難であり、資金調達の面に課題。

金融支援制度の創設

経済産業大臣の認定

認定件数　１１９件（平成２８年８月末現在）

事業活動の継続に支障が生じている中小企業者（非上場会社及び個人事業主）を経済産業大臣が認定

会社の資金需要に対応（個人事業主を含む）

中小企業信用保険法の特例

○**信用保険の拡大（別枠化）を措置**

・株式、事業用資産等の買取り資金
・一定期間の運転資金　等
の資金調達を支援。

通常		拡大（別枠化）
普通保険（2億円） 無担保保険（8,000万円） 特別小口保険（1,250万円）	＋	普通保険（2億円） 無担保保険（8,000万円） 特別小口保険（1,250万円）

※普通保険：対象が中小企業者、担保提供を要する保険
※無担保保険：対象が中小企業者、担保提供を要しない保険
※特別小口保険：対象が小規模事業者、担保提供を要しない保険

後継者個人の資金需要に対応

株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

○**代表者個人に対する融資を実施**

・株式、事業用資産等の買取り資金
・相続税、遺留分減殺請求への対応資金　等
の資金調達を支援。

※通常1.21%の基準金利（中小企業事業）が適用されるところ、0.81%の特別利率を適用。［2016年10月時点］

第二創業支援について

○地域活性化には、地域における女性や若者などの創業・第二創業を促進し、経済の新陳代謝を図る必要がある。
○そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で特定創業支援事業を受ける創業者・第二創業者を支援する。
○具体的には、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者に対し、創業費用に加え、廃業費用の補助も行う（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

＜要件＞

※１　会社の場合：代表者の交代
　　個人事業者の場合：先代経営者の廃業、後継者の開業
※２　新業態・新分野：これまで行ってきた事業とは異なる事業（『日本標準産業分類』の細分類による）を行うこと

＜実績＞

	予算額	申請件数	採択件数	交付決定	雇用数（採択時見込）
平成24年度補正予算計	200億	14,138	6,299	5,990	30,658
うち、第二創業		967	448	428	5,205
平成25年度補正予算計	38.5億	9,242	3,124	3,038	11,017
うち、第二創業		304	90	82	792
平成26年度補正予算計	46億	2,984	1,669	1,593	4,917
うち、第二創業		97	38	37	248
平成27年度当初予算計	7.6億	1,170	775	739	2,549
うち、第二創業		29	19	18	244
合計	292.1億	27,561	11,867	11,330	49,141
うち、第二創業		1,397	595	565	6,489

４．　事業承継ガイドラインの改訂について

事業承継ガイドラインの概要

- 平成１８年に事業承継協議会より発表された「事業承継ガイドライン」につき、その内容を１０年ぶりに見直し、中小企業庁より公表することとする。
- 直近１０年間の中小企業の事業承継を取り巻く状況の変化や、中小企業における事業承継の実態を踏まえつつ、今後の１０年間を見据えた内容とする。

平成18年ガイドラインの概要

① 事業承継対策の重要性

② 事業承継を円滑に進めるためのフローチャート（事業承継計画）

今回ガイドラインの要点

① 事業承継に向けた早期取組の重要性（事業承継診断）

② 事業承継に向けた5ステップ

③ 事業承継支援体制の強化

〇この間に創設された制度等のアップデート（経営承継円滑化法、税制改正）
〇近年用いられている事業承継の円滑化に資する対応策のアップデート
〇先進的な取組事例、支援事例の紹介

事業承継に向けた早期取組の重要性（事業承継診断の実施）

- 早期取組の重要性を明記するとともに、事業承継に向けた早期かつ計画的な準備への着手を促すツールとして、事業承継診断を紹介。

事業承継診断の流れ

事業者への定期訪問 ＋ 事業承継診断実施	（気付き） 事業承継診断書に基づく事業承継の準備状況等の簡易チェック
企業の現状の把握・支援の方向性検討	診断後、現状を把握した上で対策の方向性を検討。
専門家への取り次ぎ・自らの支援を実施	診断結果等を踏まえて事業承継に向けた準備を開始。 （事業再生、廃業の場合もあり）

見える化、磨き上げ、事業承継計画の作成等へ

事業承継診断書のイメージ

企業名：　　取扱い支援機関名：

事業承継ヒアリングシート

経営者の年齢：　歳　　業種：

従業員数：　人　　売上：　百万円

Q1　会社の１０年後の夢について語り合える後継者候補がいますか。

□はい　それは誰ですか？（　　）　□いいえ

※「はい」→Q2、「いいえ」→Q7へお進みください。

Q2　候補者本人に対して、会社を託す意思があることを明確に伝えましたか。

□はい　□いいえ

※「はい」→Q3～Q6、「いいえ」→Q8～Q9をお答えください。

Q3　候補者に対する経営者教育や、人脈・技術などの引継ぎ等、具体的な準備を進めていますか。

□はい　□いいえ

Q4　役員や従業員、取引先など関係者の理解や協力が得られるよう取組んでいますか。

□はい　□いいえ

Q5　事業承継に向けた準備（財務、税務、人事等の総点検）に取りかかっていますか。

□はい　□いいえ

Q6　事業承継の準備を相談する先がありますか。

□はい　それは誰ですか？（　　）　□いいえ

Q7　親族内や役員・従業員等の中で後継者候補にしたい人材はいますか。

□はい　□いいえ

※「はい」→Q8～Q9、「いいえ」→Q10～Q11をお答えください。

Q8　事業承継を行うためには、候補者を説得し、合意を得た後、後継者教育や引継ぎなどを行う準備期間が必要ですが、その時間を十分にとることができますか。

□はい　□いいえ

Q9　未だに後継者に承継の打診をしていない理由が明確ですか。（後継者がまだ若すぎる　など）

□はい　□いいえ

Q10　事業を売却や譲渡などによって引継ぐ相手先の候補はありますか。

□はい　□いいえ

Q11　事業の売却や譲渡などについて、相談する専門家はいますか。実際に相談を行っていますか。

□はい　それは誰ですか？（　　）　□いいえ

□はい　□いいえ

Q3～Q6	で１つ以上「いいえ」と回答した方・・・円滑に事業承継を進めていくために、事業承継計画の策定による計画的な取り組みが求められます。
Q8～Q9	で１つ以上「いいえ」と回答した方・・・企業の存続に向けて、具体的に事業承継についての課題の整理や方向性の検討を行う必要があります。
Q10～Q11	で１つ以上「いいえ」と回答した方・・・事業引継ぎ支援センターにご相談ください。

事業承継に向けた５ステップ

● 円滑な事業承継の実現のためには、５つのステップを経ることが重要である旨を明記。

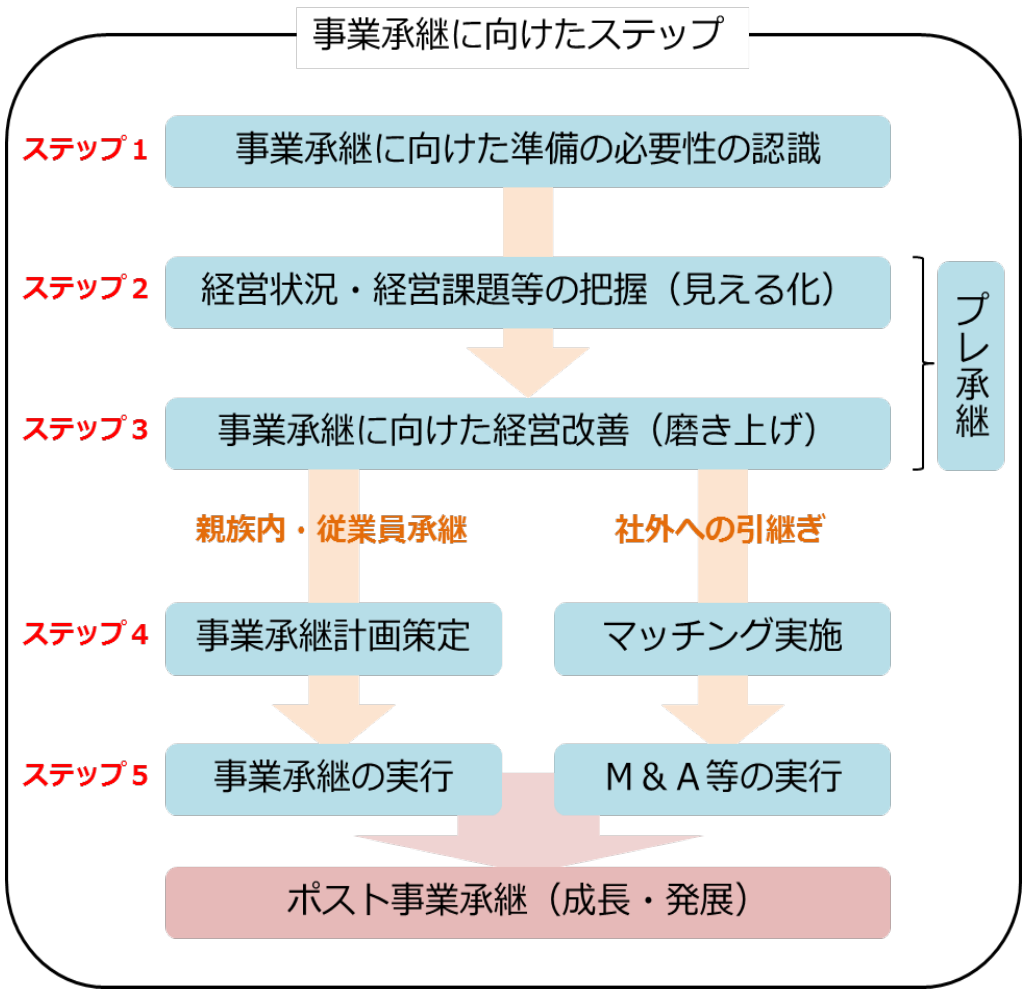

＜各ステップの内容＞

○事業承継に向けた準備の必要性の認識
事業承継に向けた早期・計画的な準備着手を促すため、「事業承継診断」や、支援機関と経営者の間の事業承継に関する対話の促進等に取り組む。

○経営状況・経営課題等の把握（見える化）
会計要領等のツールを活用しながら、経営状況等を見える化することを通じ、課題に対する早期対応を促す。
（中小会計要領・ローカルベンチマーク・知的資産経営報告書等の活用）

○事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）
現経営者が将来の事業承継を見据え、本業の競争力強化等の経営改善を行うことで、後継者が後を継ぎたくなるような経営状態への引き上げを図る。

○事業承継計画策定（親族内・従業員承継）
親族内・従業員承継の場合、事業計画を踏まえ、株式等の事業用資産や代表権の承継時期を記載した事業承継計画を後継者とともに策定し、事業承継の円滑化を図る。

○マッチング実施（社外への引継ぎ）

○事業承継・Ｍ＆Ａ等の実行
株式・事業用資産や経営権の承継を実行する。

○ポスト事業承継
後継者による、新たな視点での事業の見直し等への挑戦を促進。

事業承継支援体制の強化

- 支援機関相互の連携を図りつつ、ステップ毎の支援を切れ目無く行う体制を構築することが必要であることを明記。

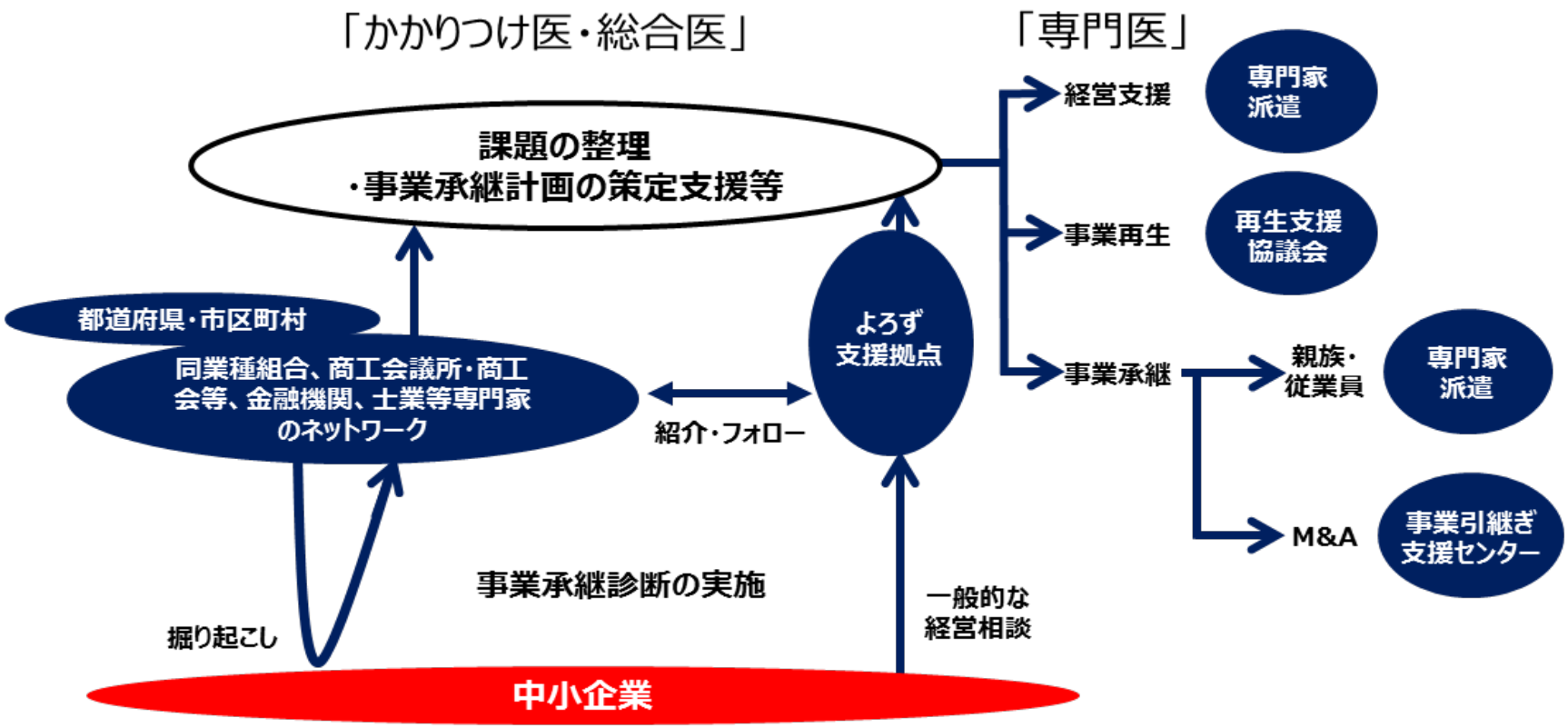

〇地域の将来に責任を有する都道府県のリーダーシップのもと、地域に密着した支援機関をネットワーク化し、よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等とも連携する体制を国のバックアップの下で早急に整備する。

（参考）事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会

＜事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会　委員＞

	荒井　恒一	日本商工会議所　理事・産業政策第一部長
	飯野　一宏	株式会社日本Ｍ＆Ａセンター　上席執行役員
	後　宏治	税理士・公認会計士（税理士法人ＵＡＰ　パートナー）
	榎本　陽介	全国商工会連合会 企業支援部長
	及川　勝	全国中小企業団体中央会　政策推進部長
	大山　雅己	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継・引継ぎ支援センター　事業承継コーディネーター
	河原　万千子	公認会計士・税理士（日本公認会計士協会　中小企業施策調査会副委員長、事業承継支援専門部会長、協和監査法人）
	神林　克明	公認会計士・税理士（日本公認会計士協会　租税調査会副委員長、公認会計士神林克明事務所）
	城所　弘明	公認会計士・税理士・行政書士（城所会計事務所所長）
	篠山　雅弘	信金中央金庫　中小企業支援部　次長
◎	品川　芳宣	筑波大学名誉教授
	渋谷　雅弘	東北大学法学研究科教授
	清水　至亮	静岡県事業引継ぎ支援センター　統括責任者
	瀬上　富雄	税理士（日本税理士会連合会　専務理事）
	瀬戸　正徳	墨田区（すみだ中小企業センター　館長）
	髙井　章光	弁護士（日弁連中小企業法律支援センター事務局長、髙井総合法律事務所）
	田中　常雅	醍醐ビル株式会社代表取締役社長（日本商工会議所　税制委員長）
	玉越　賢治	税理士（税理士法人タクトコンサルティング代表社員）
	内藤　博	中小企業診断士（事業承継センター株式会社代表取締役ＣＥＯ）
	長島　剛	多摩信用金庫　価値創造事業部　部長
	水野　紀子	東北大学法学研究科教授
	山本　昌弘	明治大学商学部教授
	幸村　俊哉	弁護士（東京丸の内法律事務所）
	吉田　康夫	全国商店街振興組合連合会　専務理事
	綿貫　豊	一般社団法人全国青色申告会総連合　理事・事務局長

委員２５名

◎は座長

＜事業承継ガイドライン改訂小委員会　委員＞

荒井　恒一	日本商工会議所　理事・産業政策第一部長
飯野　一宏	株式会社日本Ｍ＆Ａセンター　上席執行役員
榎本　陽介	全国商工会連合会 企業支援部長
大山　雅己	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継・引継ぎ支援センター　事業承継コーディネーター
河原　万千子	公認会計士・税理士（日本公認会計士協会　中小企業施策調査会副委員長、事業承継支援専門部会長、協和監査法人）
岸田　康雄	公認会計士・税理士（島津会計税理士法人　東京事務所長）
城所　弘明	公認会計士・税理士・行政書士（城所会計事務所所長）
品川　芳宣	筑波大学名誉教授
清水　至亮	静岡県事業引継ぎ支援センター　統括責任者
瀬上　富雄	税理士（日本税理士会連合会　専務理事）
瀬戸　正徳	墨田区（すみだ中小企業センター　館長）
髙井　章光	弁護士（日弁連中小企業法律支援センター事務局長、須藤・髙井法律事務所）
玉越　賢治	税理士（税理士法人タクトコンサルティング代表社員）
内藤　博	中小企業診断士（事業承継センター株式会社代表取締役ＣＥＯ）
根津　高博	多摩信用金庫　価値創造事業部　主任調査役
◎山本　昌弘	明治大学商学部教授
幸村　俊哉	弁護士（東京丸の内法律事務所）

委員１７名

◎は委員長

（参考）事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会

＜開催状況＞

	日程	議題
第1回	平成28年4月26日	・事業承継に関する現状と課題 ・事業承継税制の検証と見直し ・ガイドライン改訂の方向性、進め方
第2回	平成28年5月31日	・前回の検討会で議論された現状と課題に関する論点について ・中小企業経営者への事業承継に関するヒアリング結果について ・自治体の取り組みについて ・静岡県事業引継ぎ支援センターの取り組みについて ・多摩信用金庫の取り組みについて ・東京都墨田区の取り組みについて
第3回	平成28年6月30日	・事業承継支援体制の検討と事業承継（自己）診断等の活用について ・事業承継税制見直しの方向性について
第1回ガイドライン改訂小委員会	平成28年7月12日	・事業承継支援策（プレ承継）に関する論点について ・事業承継ガイドライン骨子案について
第4回	平成28年7月25日	・事業承継税制の見直しについて ・取引相場のない株式の評価方式の見直し
第5回	平成28年9月21日	・「事業承継ガイドライン（案）」について ・「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会　中間報告（案）」について ※第2回事業承継ガイドライン改訂小委員会と合同開催